

2

青森県のため池の状況

2-1 ため池の歴史

稻作が日本の社会で重要な役割を果たすようになった古墳時代以降、全国でため池などの用水施設が造られ、自然のままでは水が行き届かない土地にも人工的に水を供給し、水田が開かれてきた。江戸時代には、山麓の平地や台地、特にデルタ地帯でため池を中心となって新田開発が推し進められた。

本県には築造から300年以上経過したと推定されるため池が多数あり、五所川原市、弘前市、中泊町、鰭ヶ沢町などに古いものが多い。これは、江戸時代の津軽藩が発した「新田開発令」により新田開発が行われた際、用水を確保する目的でため池が造られたことによる。この頃に築造されたため池としては、藤枝ため池（五所川原市）、大沢内ため池（中泊町）等があり、いずれも幾度かの決壊、修理、復旧等を繰り返し今日に至っている。

古い時代に築造されたため池には洪水吐（余水吐）がない。これは、山地ため池（谷ため池）ではなく台地ため池（皿ため池）であることから流域面積と比較して貯水面積が大きく、洪水調節能力があるからである。防災意識が向上した現在では、200年に1度の大雪に対して安全性を確保できるよう洪水吐が設置されることが一般的であり、洪水吐がない古いため池についても、施設改修などの機会に洪水吐が設置されることが多い。

◎参考文献

- ・青森県土地改良史（青森県土地改良史編纂委員会 青森県農林部 平成元年3月20日発行）



藤枝ため池



大沢内ため池

2－2 ため池及び防災重点ため池の分布状況

青森県に現存するため池は令和2年9月時点で1,706か所あり、このうち次の定義及び選定基準*に該当する「防災重点ため池」は423か所となっている。

*平成30年11月13日付け農林水産省農村振興局整備部防災課長通知「防災重点ため池の再選定について」

(1) 定義

決壊した場合の浸水区域（以下、「浸水区域」という。）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

(2) 選定基準

- 1) ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- 2) ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- 3) ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- 4) 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、県又は市町村が特に必要と認めるもの

市町村毎のため池数は、下表のとおりである。

表1 市町村名／ため池数／うち防災重点ため池数

管内	関係市町村	箇所数	
			うち防災重点
東青	青森市	115	58
	平内町	61	11
	今別町	3	1
	蓬田村	23	10
	外ヶ浜町	20	13
	計	222	93
中南	弘前市	130	47
	黒石市	13	4
	平川市	15	9
	西目屋村	4	3
	大鰐町	4	0
	計	166	63
三八	八戸市	23	6
	三戸町	5	3
	五戸町	16	3
	南部町	12	4
	階上町	29	8
	新郷村	1	0
西北	計	86	24
	五所川原市	170	85
	つがる市	138	41
	鰺ヶ沢町	377	26
	深浦町	110	24
	鶴田町	3	1
	中泊町	40	15
	計	838	192
合計		1,706	423

[管内別ため池分布]

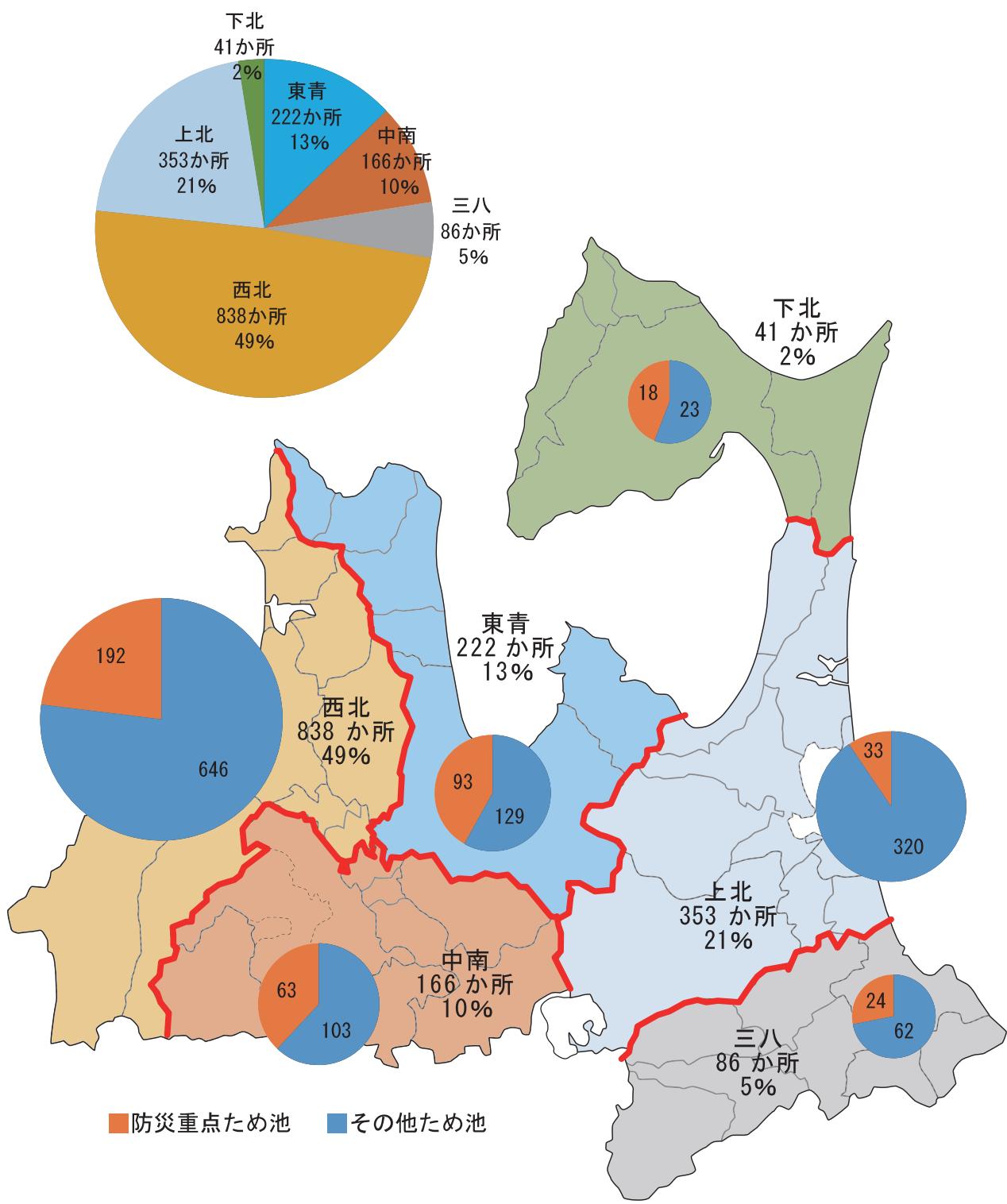


図1 管内別ため池数